

公開中小企業問題研究部会報告

発想は2001年6月の経済財政諮問会議による小泉構造改革の「骨太の方針」とほとんど同じだが「自己責任」を加えたところに日経連としての強調点が見えるし、当面は基礎年金に限っている「目的間接税」はすべての社会保険制度財源から税制を含む企業負担を解消せよとする消費税率大幅引き上げが「自己責任」を加えた含意であろう。

大量失業の長期化で日経連が内容不明の流行り言葉である“仕事の分かち合い＝ワークシェアリング”でねらうのは、不安定な雇用と低賃金・無権利な大量の労働者群の創出であり、国内経済を空洞化するグローバル化という多国籍企業の高利益・高蓄積をめざした日本の労働者と国民への限らない犠牲と負担の強要にほかな

らない。

資本と労働が資本主義社会における基本的な対立関係＝階級対立であることは200年前から変わらないが、その力関係は変化してきた。日本の現状は農業・自営業など生産手段をもつ階層が大幅に減少し、賃金労働者が80%を超えている。基本的には経済と政治の主導権を握る大企業とその利益を追求する財界団体＝日経連・労問研報告が4分の1世紀にわたり、春闘など日本の労働組合運動を変質させ、リードしてきたのは否定しがたい。

これでいいのか、どうすればいいのか、みんなで考え、行動したいものである。

(くさじま かずゆき・労働総研事務局長)

(資料紹介)

2001 仁川宣言

[編集部注] 2001年11月、韓国の仁川市で、韓国、中国、日本の有力な知識人が参加した「北東アジア国際会議」が開催された。この会議は、「21世紀は、グローバル化、知識情報化及びポスト資本主義社会の加速的に発展する時代」と特徴づけ、「『北東アジア共同体(Northeast Asian Community)』の実現のため実践する域内の多くの民間知識人ネットワークの求心体」となる「北東アジア知識人連帯(Northeast Asia Intellectuals' Solidarity NAIS)」を発起し、5項目にわたる〈実践宣言〉をふくむ「2001 仁川宣言」を発表し、内外から注目を浴びている。以下に日本語のテキストを紹介する。

皆の期待と共に新世紀の歴史が始まった。しかし、世界はいまだに明るい兆しを見せていない。明るい未来に対する期待はまだ我々の夢にすぎなく、世界は不確実で不安な情勢が持続されている。過去我々を苦しめた政治・経済・文化において国家間の葛藤は厳存しているが、これを発展的に乗り越え次元高い平和と繁栄をもたらす代案はまだ提示されていない。

二つの世界大戦を通して人類の破壊的な力を確認し、ソビエト連邦の崩壊を通し、理念の試行錯誤を経験した20世紀は、他方で経済力の増

加による物質文明の全地球的拡散の時代でもあった。21世紀は、グローバル化、知識情報化及びポスト資本主義社会の加速的に進展する時代であり、また西欧的近代理念に代わることの出きる真の代案を模索するための新しい精神と思想の探求が要求されている時代でもある。

本日北東アジアの知識人達が歴史的にも非常に意味のある都市、ここ仁川市にて「2001 仁川宣言」を採択することは、未来永劫重要な出来事として記憶されていくことであろう。前世紀、仁川市はその地域的重要性のため北東アジ

ア国家および西洋の列強国の闘争の場となっており、その苦難の近現代史が刻まれている都市である。しかい、仁川はまた韓国で初めて近代化が始まった都市でもあり、現在では仁川国際空港の開港を通して、世界に向かって開かれる都市へと飛躍しつつある。また我々は、過去の歴史が現代の教訓となった時、未来志向的な価値としての歴史発展の原動力となることを知っている。これらのことから、我々は歴史の栄枯盛衰の舞台となったここ仁川にて、地域的協力と平和的共存の世紀を開始し、20世紀の不調和を一掃するであろう北東アジア知識人連帯を充足させる宣言ができることを心より嬉しく思う。

我々は21世紀が北東アジアの時代となるだろうという展望について見解を同じくしている。その理由は新しい千年の多様な変化について主導権をめぐって列強たちが対立する地域がまさにここ北東アジアであるからだ。北東アジアは21世紀の世界の流れを決定する上で「台風の日」となる可能性が濃厚な地域なのである。周知の通り、20世紀後半、北東アジア地域は高度経済成長と国家の繁栄を成し遂げた。以上のように、これらの地域の経済は世界経済の中軸として注目を集めはじめている。前世紀のソビエト連邦の解体で、表面的に冷戦は終結したが、しかし朝鮮半島はいまだ南北分断によって苦痛の中にあり、北東アジアでは冷戦構造が完全に消え去ってはいない。過去のこうした傷跡が残ったまま経済・政治・軍事および文明の衝突の可能性を否定できない地域がまたこの北東アジアなのである。ヨーロッパや北アメリカでは、EUやNAFTAのような地域主義的経済統合が活発に行なわれているのに対し、北東アジアでこのような動きはいまだ見られない。

昔から国が緊急なときはその国の将来を心配する知識人の役割と使命が重要であった。それは知識人たちがその時代の問題点を把握し、知

性と良心によって時代の方角を提示することが出きたためである。21世紀、知識人の使命は各自が専門性と創造性、多様性と解放性を持ち、国家の福祉増進と人類の平和のために、新しい思潮を切り開くと同時に隣人と地域社会、国家と周辺国に対する責任感を持ちながら健全な批判と代案の提示、参与と連帯を通じて絶えず変化と変革を追求することである。

近年の、北東アジアの緊迫した状況と世界史的理解関係はこの地域の知識人の連帯の重要性を喚起し、さらに共通繁栄と地域の協力のため、ビジョン提案の必要性を促している。とりわけ、現在も市民社会の基盤が弱い北東アジアにおいて、知識人は政府と企業、市民社会を連結する橋渡しの役割を擔いながら、更に「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の追究に対する真剣な論議できる能力を身につける必要があるだろう。今がまさに長い眠りから目覚め、将来の共存と共同繁栄、新しい北東アジアの建設と発展のために、導いて行くその道程なのである。

冷戦体制の固着及び社会の複合化、学問の専門化にしたがって過去北東アジア知識人たちは地域協力と平和に対する歴史的責務を充実に果たして来なかったということを告白し、理論と実際を結合し専門分野間を総合連結する総合的な代案を提示する研究に怠ってきたということを認定しなければならない。いま多様な分野の知識人たちが集まって討論と対話の場を作りながら北東アジアの新しい時代のため参与と連帯する必要性を知識人皆が自覚する時である。

ここ21世紀の北東アジアの時代を迎えて、健全な常識と開かれた心を有する知識人たちが集まって「北東アジア知識人連帯 (Northeast Asia Intellectuals' Solidarity: NAIS)」を發起しようとしている。こうしてNAISは北東ア

公開中小企業問題研究部会報告

ジア国家間の理解と協力の増進を基礎にして長期的に「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の実現のため実践する域内の民間人ネットワークの求心体となろうとしている。心ある域内外の多くの知識人たちの積極的な参与を求めるとともに次のように宣言するところである。

〈実践宣言〉

1. 北東アジアの地域協力と共同繁栄が地域と世界平和に寄与することを広く知らせる。
2. 政治、経済、社会、文化、科学技術など各分野で「北東アジア共同体 (Northeast

Asian Community) の実現ため連帯し、地域外国家の同参を勧める開放体制を志向する。

3. 個別国家の安定と発展がこの地域の協力と繁栄にまで昇華できるように努力する。
4. 「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の実現のため、新しい精神的・知的なビジョンを追究し、政策的代案を提示する。
5. 北東アジア地域のアイデンティティーの確立と協力方向及び他地域との交流、協力強化方案を模索する。

〔資料紹介〕 イギリス労働組合会議

臨時雇い労働者の同等な権利

臨時的労働に関する TUC 調査からの研究結果

藤吉 信博

イギリス労働組合会議組織活動局は、2001年8月14日、「臨時的労働に関するTUC調査からの研究結果」(以下「TUC 報告書」)『臨時雇い労働者に与えられた同等な権利』を発表した。

この「TUC 報告書」が、第1節「要約」の「はじめに」で、「多くのEU諸国では、臨時雇いの労働者は法律によるか団体交渉を通じて、すでに不均等待遇から保護されており、この(EU)指令の各条項は、(各国の保護条項と)大きな差異をつくりだしてはいないであろう。英国では、とはいえ、この報告書の重要な結論として、ますます多くの臨時雇用の労働者が使用者から、終身雇用の労働者と比べて、不利な待遇を受けているということがわかった。これらの労働者に対して、EU指令は重要な新しい権利を提供することができるにちがいない」と述べていることからわかるように、イギリスにおける臨時雇い労働者に終身雇用労働者との均

等待遇をEU指令の水準をイギリスに導入することで実現しようとしているのである。

日本でも同様の実践的な模索と運動がすすめられているが、日本の場合は、近年の未曾有ともいえる大規模な首切り・人減らし・リストラ「合理化」攻撃が、「終身雇用性」の破壊とパート労働者・アルバイト労働者・派遣労働者・委託契約労働者など、権利がきわめて不安定な臨時雇い労働者への大量置換え攻撃とを結びつけて、大企業を機動力として強行・推進されているところに最大の特徴があるといえる。

このような日本の特殊事情をも考慮に入れながら、「TUC 報告書」を検討すると、イギリスと日本の臨時雇い労働者問題は、多くの点で共通の問題に直面していることがわかる。

「TUC 報告書」は、第1節「要約」(1頁、以下数字は頁数を示す)、第2節「傾向」(6)、第3節「使用の理由」(12)、第4節「誰のための